

議案：規約改正の承認の件

情報ネットワーク法学会規約 第 17 条第 1 項及び第 2 項について以下のとおり改正することを提案します。

情報ネットワーク法学会規約

改正前

第 17 条（任期）

1. 理事及び監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、理事は連続して 3 期再任されることはできない。
2. 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、理事長は連続して 3 期再任されることはできない。
3. 補充理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

改正案

第 17 条（任期）

1. 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、理事は連続して 3 期再任されることはできない。
2. 理事長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、理事長は連続して 3 期再任されることはできない。
3. 補充理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

改正理由

改正前の規約では、任期は 2 年と定められていますが、当該 2 年間の起算日について明記しておらず、暗黙にはその任期は 2 年後の事業年度末に満了すると考えることもできます。

しかし、翌事業年度の総会は年度開始の 10 月に開催されたことはなく、決算作業の都合などで、早くても 11 月多くの年度において 12 月に開催されています。

このため、事業年度末に理事及び理事長の任期が満了すると解釈した場合には、年度開始から総会開催までの 10 月から 11 月又は 12 月の期間について、留任した約半数の理事だけにより理事会を運営しなければなりません。

この問題を解決するために、理事及び理事長の任期については、事業年度末までではなく、翌事業年度の総会で新理事が選任されるまで、それらの任を務めることを明確にすることを提案します。

（次ページにつづく）

(前ページからのつづき)

改正案文言の説明

「選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまで」について以下のとおりです。

たとえば、今回の総会について選任された者は、平成24年11月に選任されたことになり、「選任後2年以内に終了する事業年度」とは、第11期（平成24年10月～平成25年9月）と第12期（平成25年10月～平成26年9月）となり、「最終のものに関する総会の終結のときまで」とは、第12期に関する総会となり、これは、第13期の期初（通常は11月又は12月）に開催されます。これらにより、理事の任期は「第11期に選任された者の任期は、第13期の期初に開催される総会の終結のときまで」となり、第12期終了から第13期の期初に開催される総会までの期間について、運営にあたる理事が不足することがなくなります。

以上